

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：北米・中南米地域 担当：中南米部
案件名：中米・カリブ地域省エネルギー分野に係る情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2013年9月上旬～2014年4月下旬

2 参加要件

海外におけるエネルギー分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月31日から2013年8月2日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月31日から2013年8月5日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月16日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 8月下旬
- (5) 契約交渉 : 8月下旬～9月上旬

5 業務の目的

中南米地域においては、世界的な気候変動により、海面上昇による被害、カリブ海におけるサンゴ生態系の破壊及び観光業への影響ハリケーンの強大化による被害拡大等が懸念されており、気候変動に伴う脆弱性が高いことから、緩和策及び適応策共に気候変動対策の必要性が高い。特に中米・カリブ地域においては、電源構成の一環として火力発電も一定程度含まれていることから、緩和策として再生可能エネルギーの開発及び省エネルギーの促進への期待は大きい。

JICAは、中南米地域における優先開発課題の一つとして「気候変動対策支援及び環境保全・改善及び防災」を位置づけており、特に再生エネルギーや省エネルギー促進については、日本の優れた技術及び知見の活用も併せて図っていく方針である。2012年3月には、域内最大ドナーである米州開発銀行(以下、「IDB」という。)と「再生可能エネルギー及び省エネルギーに対する協調融資スキーム」(Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency、以下、「COREスキーム」という。)の実施枠組みを締結し、2012年から5年間で3億ドルの円借款供与に取り組む方針である。現在、IDBと連携しつつ、ニカラグア、コスタリカ等で案件形成を行っている省エネルギー分野においては、2010年度「米州開発銀行(IDB)と連携した省エネルギー促進に係る研修」及び2011年度「中米・カリブ地域向け米州開発銀行(IDB)との協調融資促進に係る省エネルギー促進政策制度改善支援研修」の有償勘定技術支援研修を実施し、研修員の作成したアクションプランや現地セミナーにおいて、同地域における省エネルギー分野の高い支援ニーズが確認されている。

省エネルギー分野における融資方法として、1)ツーステップローン(以下、「TSL」という。):民間セクターに対する省エネルギー設備及び機器導入支援、2)プロジェクト借款:公的セクターに対する省エネルギー設備及び機器導入支援、等が検討対象となるが、JICAにおいては、中米・カリブ地域に対しては民間セクター向けの省エネ分野の支援実績は無く、まずは民間セクターのニーズを確認することが必要である。同時に、日本の優れた省エネ技術の活用を念頭に置き、同地域における日本の省エネ技術の活用の可能性についてもあわせて確認する必要がある。

上記背景のもと、中米・カリブ地域において、民間セクターにおける省エネルギー分野のニーズ確認及び協力スキーム検討を支援する情報収集・確認調査を実施する。協力スキームの検討にあたっては、IDBのグループの米州投資公社(Inter-American Investment Corporation、以下「IIC」という。)との連携可能性(IIC経由のTSL等)の検討に係る情報収集も併せて行う。IICは、これまで中南米・カリブ地域の民間セクターの省エネルギー分野において先行した支援を展開しており、IICとの連携を検討することにより、IICの蓄積された知見を活用し、今後効率的かつ効果的な案件形成が実現することが期待される。

6 業務の範囲及び内容

(1)調査対象地域

中米・カリブ地域CORE対象国() (現地調査は、国内作業及びIICとの協議を通じて最大4ヶ国を選定)

2013年度現在：グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、ドミニカ共和国、ジャマイカ、ベリーズ、ガイアナ

(2)業務内容

ア 省エネルギー技術に強みを持つ本邦企業を対象に、中米・カリブ地域の市場への展開戦略等に係るヒアリング及び分析

a)中米・カリブ市場への展開に関心のある本邦企業のリストアップ及び省エネ技術のリストの作成

b)上記a)でリストアップした本邦企業を対象に、市場展開戦略（既に展開している場合は、製品、価格、流通、プロモーション等の確認を含む）の確認

イ 調査対象国における省エネルギー分野での支援の可能性を検討

ウ IIC経由のツーステップローンの可能性の検討を目的として、IICに対するヒアリング

エ 対象各国の民間セクターの関係機関に対するヒアリング（調査対象国4か国程度）

a)市場ニーズの確認及び分析

b)政策制度、法整備、実施体制の確認

c)潜在的事業実施候補者（ESCO含む）の確認

d)他ドナー等による省エネ投資制度の確認及び分析

e)市場のボトルネックの確認及び分析

オ 上記現地調査で抽出した潜在的事業実施候補者に対するIIC経由ツーステップローンの可能性に係る検討及びIICに対する報告（米国ワシントン）

カ 上記現地調査で抽出したボトルネックに対応するIICとの連携可能性を踏まえたJICAの有償資金協力及び有償勘定技術支援の検討

キ 具体的な案件形成が検討可能と判断し得る対象国を4か国のうち2か国程度選定し、JICA本部と協議を踏まえて、決定

ク 上記で選定した調査対象国の関係機関に対して、追加的に必要な情報の確認を行い、案件形成の検討に向けた分析（調査対象国2か国程度）

ケ 「中米・カリブ地域民間セクター省エネルギー向け円借款形成に係る提案書」の作成

7 成果品等

(1)インセプション・レポート（2013年9月上旬）

(2)ドラフト・ファイナルレポート（2014年1月中旬）

(3)ファイナル・レポート（2014年4月上旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

(1)業務主任（評価対象予定者）

(2)省エネルギー政策

(3)省エネルギー技術（産業）

(4)省エネルギー技術（業務）

(5)省エネルギーファイナンス（評価対象予定者）

9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定です。

・通訳の配置を認める予定です。

・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。